

## TOPICS 3 婚活をお手伝いします! 甲賀市で結婚相手を探しませんか?

●問合せ：(市主催)政策推進課 (Tel) 69-2105 (Fax) 63-4554 (E-mail) koka10041000@city.koka.lg.jp  
(県主催)しがめぐりあいサポートセンター (Tel) 050-1791-5830

市主催  
申込不要

市が委嘱した結婚支援員が、あなたのパートナー探しのお手伝いをします。甲賀市在住の方だけでなく、市外の方も登録・相談ができます。ぜひ、お気軽にお越しください!



- 日時 毎月第1・3土曜日13時～16時
- 場所 10月15日・11月5日→市役所別館(会議室101)  
11月19日以降→まちづくり活動センター「まる一む」

- 持ち物 初めてお越しの方は、顔または全身の写真1枚をお持ちください(プロフィールカードをつくります)
- その他 事前申込不要・無料

市ホームページ →

県主催  
完全予約制

### しがめぐりあいサポートセンター出張会員登録会を開催します!

滋賀県では、結婚を希望されている方を応援するため、結婚支援センター「しがめぐりあいサポートセンター」を10月からオンラインで開所します。会員登録をすると、センター相談員からの婚活応援、AIを活用したマッチングシステムからのお相手紹介が受けられます。以下のとおり甲賀市で出張会員登録会を開催しますので、ぜひこの機会にご登録ください!

- 開催日 12月17日(土)13時～18時
- 会場 まちづくり活動センター「まる一む」1階
- その他 完全予約制で所要時間は1時間程度です

しがめぐりあいサポートセンター  
ホームページ →



詳しくは、しがめぐりあいサポートセンターHPからご確認ください

## TOPICS 4 視覚障がいのある方等の社会参加や地域生活を支える 障害福祉サービス『同行援護』

●問合せ・申込み：障がい福祉課 (Tel) 69-2162 (Fax) 63-4085

移動が困難なため外出を控える視覚障がいのある方等の外出を支援するために、研修を受講し、同行援護従事者(ガイドヘルパー)になりませんか?

同行援護とは、外出時にガイドヘルパーとして利用者の行きたいところに同行するだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆など、さまざまな援助を行う障害福祉サービスです。

同行援護の支援員は、同行援護従事者養成研修を受け資格を取得している必要があります。

### 同行援護従事者への養成研修費用を補助します

市で活躍いただける同行援護従事者の養成と、視覚障がい者の福祉の向上をめざして、現在市内の視覚障がい者への支援を行っている方に対し、研修に要した費用の一部を補助します。

- 対象 次のいずれにも該当する方
  - ・市内に住所を有する方または、市内にある同行援護の指定を受けた事業所に就職している方
  - ・実績が1回以上あり、引き続き従事しようとする方
  - ・他の助成機関等から助成を受けていない方
- 助成の対象となる研修 同行援護従事者養成研修一般課程
- 助成額 研修の受講料(必須のテキスト代及び実習費を含む)のうち、上限2万円(100円未満は切り捨て)
- 申請方法 ①同行援護従事者養成研修費補助金交付申請書(様式第1号)  
②受講費等の領収書 ③修了証明書の写し ④勤務証明書  
以上を障がい福祉課に提出してください。
- 申請期間 研修終了から1年以内

### 視覚障がい者の集い

視覚障がい者の日常生活に役立つ福祉の制度紹介や、悩みなどを話し合い、情報交換を行う交流の場として開催されます。

- 日時 10月14日(金) 10時～16時(受付9時30分～)
- 場所 まちづくり活動センター「まる一む」
- 対象 甲賀市在住で視覚障がいのある方、ご家族、介助者、支援者等

## TOPICS 1 甲賀市乳児見守り訪問 「こうかおむつ便」スタート!

●問合せ：すこやか支援課 母子保健係 (Tel) 69-2169 (Fax) 63-4085

市では安心して子どもを産み育てることができるよう、小さなお子さんがあるご家庭におむつなどの育児用品をお届けしながら毎月の見守り訪問を行います。

子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、次世代を担う子どもの健やかな成長をまち全体で応援します。

### ●対象者

市内に住民登録があり、満1歳までの乳児を養育している子育て世帯

### ●見守り訪問の内容

お子さんが満1歳に到達するまで月に1回ご自宅を訪問します。訪問の際には、お子さん一人あたり1,500円相当の育児用品と地域の子育て情報をお届けします。



### ●申請から訪問までの流れ

- ①申請 出生(転入)届出時、すこやか支援課及び各地域市民センターの窓口で申請の手続きをします。
- ②決定 申請された月の翌月に市から「決定通知」と「指定カタログ(育児用品)」をご自宅に郵送します。申請された方の「見守り訪問」は委託業者である「コープしが」が伺います。
- ③訪問連絡 後日、訪問を担当するKOCOMEITさんから連絡が入ります。指定カタログから希望する育児用品を伝えます。
- ④見守り訪問 申請月の翌々月にKOCOMEITさんが希望された育児用品や子育て情報等をお届けにご自宅にお伺いします。また、子育ての悩みやお困りごとがありましたら、一人で抱え込まずお気軽にKOCOMEITさんにお声かけください。

## TOPICS 2 里親になりませんか 10月は里親月間です

●問合せ：家庭児童相談室 (Tel) 69-2177 (Fax) 63-4085

### ●里親制度とは?

保護者の入院、離婚、経済苦、養育の拒否、虐待など、様々な事情から家庭で暮らすことができない子ども(要保護児童)を、自らの家庭に迎え入れて養育する、児童福祉法に定められている子どものための制度です。

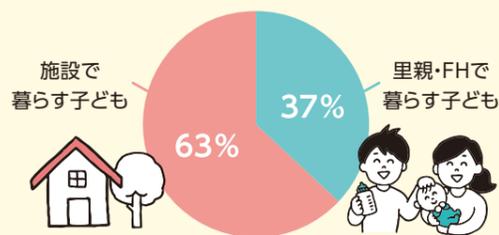
### ●いろんな里親さんを求めています

養育里親…長期間/短期間/ホームステイ  
養子縁組里親…養子縁組を希望する里親

### 里親になるまでのステップ

- ①事前相談…事前にフォスタリング機関(里親支援を行う機関)で里親に関する相談をします。制度の説明やわからないことの質問もできます。
- ②ガイダンス…里親になる意思が固まったら、中央子ども家庭相談センターで説明を受けます。
- ③研修・調査…研修や実習を受けた後、家庭訪問で養育環境などの調査を受けます。
- ④審査・登録…審議会での審査を経て里親として認定されると、滋賀県の里親として登録されます。

滋賀県全体で約300人の子どもたちが施設、里親・FH(ファミリーホーム)で暮らしています。



### 【里親に関する事前相談窓口】

社会福祉法人 小鳩会  
フォスタリング機関こぼと  
(Tel) 077-525-0030 (Fax) 077-572-5131

### 【問合せ・申込み】

滋賀県中央子ども家庭相談センター(里親担当)  
(Tel) 077-562-1121 (Fax) 077-565-7235